

事 務 連 絡

平成23年3月15日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除  
に関する臨時措置について

本日、人事院は、東北地方太平洋沖地震の被害に伴う国家公務員の職務専念義務の免除に関する措置について、人事院指令14-1（平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）を発出しましたので、参考までに急ぎ送付します。

国家公務員については、現行制度上、地震等により住居が滅失又は損壊した場合は、7日の範囲内で特別休暇が認められていますが、今回の地震の規模にかんがみ、次の要件に該当する場合には、それに加え、公務に支障のない範囲内において職務専念義務を免除することを認める臨時措置を講じようとするものであります。

- ① 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき
- ② 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- ③ ①及び②に準ずる場合

（注）以上のほか、現行制度上、地震等により通勤が困難である場合には、必要と認められる期間、特別休暇が認められている。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

なお、参考として、職審-77（人事院職員福祉局審査課長通知）を添付しましたので、ご参照ください。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 松崎・浦崎

電 話 03-5253-5543

FAX 03-5253-5552

e-mail r.matsuzaki@soumu.go.jp

各省各庁の長  
各特定独立行政法人の長

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置  
について

1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により次の各号のいずれかに該当する場合は、その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2 この指令は、平成二十三年三月十五日から施行する。

平成二十三年三月十五日

人事院総裁 江利川 毅

職 審 一 7 7  
平成 2 3 年 3 月 1 5 日

各 府 省 人 事 担 当 課 長  
各 特 定 独 立 行 政 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院職員福祉局審査課長

人事院指令 1 4 - 1 (平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) について (通知)

人事院指令 1 4 - 1 (平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) については、下記によって下さい。

記

- 1 今回の人事院指令は、東北地方太平洋沖地震による被害を受けた職員が最低限の生活水準を確保するためにはなお時間がかかることが見込まれる状況にかんがみ、職員の現住居が滅失又は損壊し、あるいは職員等の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合等に、例外的に職務に専念する義務を免除することを認めたものである。
- 2 人事院指令本文の「その他これらに準ずる場合」としては、例えば職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合等が考えられる。
- 3 職務に専念する義務の免除に当たっては、災害復旧等における公務の重要性を踏まえ、復旧状況等を勘案しつつ、実情に即して適切に判断されたい。
- 4 今回の人事院指令により職務に専念する義務を免除した場合は、職員の氏名、免除した期間、免除するに至った事情等を記録しておくものとする。

以 上

(担当 職員福祉局審査課)